

看護師国家試験と准看護師試験の同一日実施について

平成 29 年 2 月 23 日 公益社団法人 東京都看護協会

東京都においては、平成 11 年から上記の 2 つの試験を同一日に実施してきた。これは、当会も含め各県の看護界が求めている准看護師の養成停止、准看護師制度の廃止を考慮し、准看護師の増加を抑制するための一つの方法として採用されたものであり、平成 17 年以降は関東甲信越ブロック（1 都 9 県）で合意され統一的に実施してきたものである。

平成 26 年に関東甲信越ブロックの一部の県が准看護師試験の同一日実施から離脱したことを契機に、同一日実施を見直そうという動きが出ている。

看護師養成課程の修了者は看護師国家試験を受験し看護師資格を取得すべきであることは言うまでもない。法的には受験資格を持つとは言え、看護師養成課程の修了者が准看護師試験を受験するのはイレギュラーな方法であり、推奨すべきものではない。また、結果として、将来、制度廃止すべき准看護師の数を増加させ、准看護師制度の矛盾を拡大していくことになる。

これまで実施されてきた 2 つの試験の「同一日実施」は、准看護師の増加を抑制し、制度の矛盾の拡大を防ぐための方法としてやむを得ないものであり、今後とも、2 つの試験の「同一日実施」を継続すべきものとする。